文京区アスベスト調査費助成事業

文京区では、区内の民間建築物等の吹付け材等のアスベスト分析調査について、調査費用の一部を助成します。

1　対象の建材（以下「吹付け材等」といいます。）

吹付け材、保温材、断熱材等及び仕上げ塗材で、アスベスト含有が疑われる建材。ただし、スレート板、せっこうボード等の成形板を除く。

2　助成の対象者

(1) 区内に建築物を所有する個人（個人住民税を滞納していない者）
(2) 区内に所在する分譲集合住宅の管理組合
(3) 区内に建築物を所有し、区内に主たる事業場がある中小企業者（法人住民税を滞納していない者）
※過去に本事業の助成金の交付を受けた者は助成対象になりません。

3　助成の対象経費

以下に該当する建築物の分析調査費に係る費用
(1) 平成 18 年 9 月 1 日より前に建築された、区内に所在する民間の建築物であること。
(2) 分析調査は、分析調査講習を受講し、分析調査を行うために必要な知識についての筆記試験及び分析調査を行うために必要な技能についての筆記試験若しくは口述試験による修了考査に合格した者又は当該者と同等以上の知識及び技能を有すると区長が認めた者が行ったものでなければならない。

4　助成内容

建築物等の用途	助成率	助成限度額
戸建て住宅	分析調査費用の 1/2	10 万円
集合住宅等	分析調査費用の 1/2	20 万円

※ 千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。

5　助成事業の実施期間

交付申請期間：令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 8 年 1 月 30 日(金)まで
申請後、調査完了報告を令和 8 年 2 月 27 日(金)までに、交付請求を令和 8 年 3 月 13 日(金)までに完了していただく必要があります。無理のないスケジュールをご検討ください。

6　助成金交付の申請方法

分析調査前に、所定の申請用紙に記入し、必要書類を添付して窓口（裏面参照）に提出してください。申請用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

7　手続の流れ

(1) 事前相談［申請者］

↓

(2) 「文京区アスベスト調査費助成申請書」（様式第１号）の提出［申請者］

【添付書類】①　建築物の登記事項証明書

②　法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合）

③　個人住民税又は法人住民税の納税証明書（非課税の場合にあっては、非課税証明書）

④　建築物の現況図面及び現況写真

⑤　吹付け材等の現況写真

⑥　調査見積書（内訳書を含む。）・・・税別で見積を依頼してください。

⑦　共用部分を共有する全員の同意書又は規約等（共用部分の調査を実施する場合）

↓　※①、②及び③は原本

(4) 助成の交付の可否、通知書発行［ 区 ］

↓

(5) 分析調査の実施［申請者］　　※変更又は取りやめの場合は、区へご相談ください。

↓

(6) 調査完了後、「文京区アスベスト調査費助成金実績報告書」（様式第６号）により提出［申請者］

【添付書類】①　調査報告書（分析した者が石綿障害予防規則第 3 条第 6 項に基づく分析調査者であることを証する書類を含む）

②　領収書その他支払を証する書類

↓

(7) 審査、交付額の確定［ 区 ］

↓

(8) 「文京区アスベスト調査費助成金交付請求書兼口座振替依頼書」（様式第８号）の提出［申請者］

【添付書類】口座番号の分かるものの写し（例：通帳の表紙裏コピーなど）

↓

(9) 助成金の振込み［ 区 ］

［申請窓口］　文京区　資源環境部　環境政策課 指導担当

電　話：03-5803-1260

所在地：〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号　文京シビックセンター17 階南側